

別添

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する
環境基準の水域類型の指定の見直しについて
(報告案)

平成 年 月

中央環境審議会水環境部会
陸域環境基準専門委員会

生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定の見直し

I. 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

政令別表による名称	水域	水域類型	達成期間	現行の類型
利根川水系の渡良瀬川	渡良瀬貯水池(谷中湖)(全域)	湖沼A	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 COD:平成29年度までの暫定目標 7.4 mg/L ^{注)} 注)最低水位未満(干し上げ期)のデータを除外	河川B
		湖沼Ⅲ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全窒素:平成29年度までの暫定目標 1.3 mg/L ^{注)} 全リン:平成29年度までの暫定目標 0.078 mg/L ^{注)} 注)最低水位未満(干し上げ期)のデータを除外	—
荒川水系(埼玉県及び東京都に係るもの。)の荒川	荒川貯水池(彩湖)(全域)	湖沼A	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 COD:平成29年度までの暫定目標 3.7 mg/L	河川C
		湖沼Ⅲ 全窒素を除く	全リン:直ちに達成	—

(説明)

1. 渡良瀬貯水池(谷中湖)

湖沼A類型、湖沼Ⅲ類型に相当する水道及び水産の利用があることから、「湖沼A類型・湖沼Ⅲ類型」とし、COD、全窒素及び全燐については現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は【ニ 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。】とし、平成 29 年度までの暫定目標を COD 7.4 mg/L、全窒素 1.3 mg/L 及び全燐 0.078 mg/L とする。

2. 荒川貯水池(彩湖)

湖沼A類型・湖沼Ⅲ類型に相当する水道及び水産の利用があることから、「湖沼A類型・湖沼Ⅲ類型」とし、水質の現状から全窒素は適用除外とする。達成期間はCODについては現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は【ニ 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。】とし、平成 29 年度までの暫定目標を COD 3.7 mg/L とし、全燐については【イ 直ちに達成】とする。

審議経過

(諮問)

平成13年 9月25日 中央環境審議会長への諮問
平成13年 9月26日 中央環境審議会長から水環境部会長への付議

(答申)

平成14年 5月17日 水環境部会長から中央環境審議会長への報告
平成14年 5月17日 中央環境審議会長からの答申

(答申)

平成15年 2月28日 水環境部会長から中央環境審議会長への報告
平成15年 2月28日 中央環境審議会長からの答申

(審議再開；第二部)

(答申)

平成20年 6月17日 水環境部会長から中央環境審議会長への報告
平成20年 6月17日 中央環境審議会長からの答申

(答申)

平成22年 6月14日 水環境部会長から中央環境審議会長への報告
平成22年 6月14日 中央環境審議会長からの答申

(審議会の審議経過)

平成23年11月 8日 第11回専門委員会

(答申)

平成24年 ○月 ○日 水環境部会長から中央環境審議会長への報告
平成24年 ○月 ○日 中央環境審議会長からの答申